

令和5年3月6日

建設業者 様

豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 前田 雄治
(公印省略)

建設工事における入札契約制度の見直し等について（お知らせ）

平素は入札契約事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和5年4月1日からの入札契約制度については、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては見直し内容等について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 総合評価方式の変更について

(1) 標準型・簡易型における提案に関する評価項目

ア 市内経済活性化策等、雇用創出等に関する提案

提案に係る負担の軽減及び市内事業者の受注機会の確保を図り、令和5年4月1日から、標準型及び簡易型における提案について、「市内経済活性化策等の有効施策の提案」及び「雇用の創出等に関する提案及びその検証方法」を廃止し、新たに「市内事業者の受注機会の確保に関する提案」を設けます。

新たな評価項目では、元請事業者及び一次下請の事業者に占める市内事業者の割合について提案していただきます。

イ 技術提案及び施工計画に関する提案

提案に係る負担軽減を図り、「技術提案、施工計画」について、新たに提案数の上限を設け、各評価項目につき、それぞれ提案数3件を上限とします。

<標準型>

改正前	改正後
<p>ア 対象工事 総合的な性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事で特に技術提案を求めることが必要な工事について標準型総合評価方式を実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点 (53点~73点)</p> <ul style="list-style-type: none">・技術提案、施工計画：10点~20点・市内経済活性化策等の有効施策の提案：5点~10点・雇用の創出等に関する提案及びその検証方法：3点	<p>ア 対象工事 総合的な性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事で特に技術提案を求めることが必要な工事について標準型総合評価方式を実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点 (49点~65点)</p> <ul style="list-style-type: none">・技術提案、施工計画：10点~20点・市内事業者の受注機会の確保に関する提案 3点

<ul style="list-style-type: none"> ・企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点 ・施工体制評価：20点 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の技術力、信頼性・社会性：16点～22点 ・施工体制評価：20点
--	--

<簡易型>

改正前	改正後
<p>ア 対象工事</p> <p>原則、設計金額1億5千万円以上の工事で、簡易な施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事を対象に実施する。ただし、施工計画における技術提案を求めることが困難であるなど特別な理由がある場合については、特別簡易型総合評価方式又は価格競争により実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点（48点～53点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画：10点 ・雇用の創出等に関する提案及びその検証方法：3点 ・企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点 ・施工体制評価：20点 	<p>ア 対象工事</p> <p>原則、設計金額2億円以上の工事で、簡易な施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事を対象に実施する。ただし、施工計画における技術提案を求めることが困難であるなど特別な理由がある場合については、特別簡易型総合評価方式又は価格競争により実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点（49点～55点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画：10点 ・市内事業者の受注機会の確保に関する提案：3点 ・企業の技術力、信頼性・社会性：16点～22点 ・施工体制評価：20点

標準型・簡易型：受注機会の確保に関する提案

評価項目		評価基準	配点	満点	
市内事業者の受注機会の確保に関する提案	市内事業者の活用	元請及び一次下請の市内事業者割合 100%	2点	2点	
		元請及び一次下請の市内事業者割合 75%以上	1.5点		
		元請及び一次下請の市内事業者割合 50%以上	1点		
		元請及び一次下請の市内事業者割合 25%以上	0.5点		
		元請及び一次下請の市内事業者割合 25%未満	0点		
	効果に対する評価	市内事業者活用金額率（※）	市内事業者活用金額率 50%以上	1点	1点
			市内事業者活用金額率 30%以上	0.5点	
			市内事業者活用金額率 30%未満	0点	

※市内事業者活用金額率＝
$$\frac{\text{市内元請金額（最終）} + \text{市内1次下請金額（最終）}}{\text{最終契約金額}}$$

- ・元請事業者が市内事業者の場合、「市内元請金額（最終）」は、「最終契約金額-1次下請金額（最終）」で算出。
- ・元請事業者が市内事業者と市外事業者とのJVの場合、「市内元請金額（最終）」は、「（最終契約金額-1次下請金額（最終））×市内事業者の出資比率」で算出。
- ・受注者が提案している場合、竣工時に市内事業者活用金額率を用いて履行状況を確認。

(2) その他の変更

ア 週休2日制工事に係る加点

労働者の労働環境改善に向けた意識向上及び週休2日制工事の更なる普及を図り、令和5年度公告分から、週休2日制工事の施工実績（発注工事と同一業種の工事について、豊田市又は豊田市上下水道局が前年度に発行した取組証）を有する場合の加点（1点）を行います。

イ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に係る加点

CCUSの普及を図るため、CCUSの事業者登録をしている事業者に対して加点（1点）を行います。

なお、加点は、令和5年6月1日以降の公告案件から開始とします。

ウ 豊田市SDGs認証制度に係る加点

現在の「とよたSDGsパートナー」登録制度に加え、令和5年4月1日から「豊田市SDGs認証制度」が開始されるため、加点対象を、「とよたSDGsパートナーの登録」から「とよたSDGsパートナーの登録又は認証」に変更します。

なお、「とよたSDGsパートナー」の登録期限は令和5年3月31日となっていますが、令和5年6月30日まで有効期限を延長する予定です。ただし、その後も登録を希望する場合は、令和5年4月1日以降に未来都市推進課にて更新手続きを行ってください。

エ 女性活躍推進法に基づく行動計画の人数変更

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所に係る加点について、これまで従業員数301人未満の事業者を対象としていましたが、従業員数101人未満の事業者を対象とすることに変更します。

オ くるみん、えるぼしの加点対象を追加

これまでのくるみんに加えて、トライくるみん、プラチナくるみんも加点対象とし、これまでのえるぼしに加えて、プラチナえるぼしも加点対象とします。

カ 特別簡易型における基準額の引上げ

事業者の入札参加に係る事務負担の軽減を図り、令和5年4月公告分から、特別簡易型（地域型）の上限を1億円未満から1億2千万円未満に、特別簡易型（技術力型）の上限を1億5千万円未満から2億円未満に引き上げます。

業種	入札方式	改正前	改正後
土木一式工事 建築一式工事 その他の工事 (水道施設工事は除く)	総合評価方式 標準型・簡易型	1億5千万円以上	2億円以上
	総合評価方式 特別簡易型（技術力型）	1億5千万円未満 1億円以上	2億円未満 1億2千万円以上
	総合評価方式 特別簡易型（地域型）	1億円未満 5千万円以上	1億2千万円未満 5千万円以上
	事後審査型一般競争 入札（価格競争）	5千万円未満 130万円超	5千万円未満 130万円超

【評価項目の構成】（令和5年4月1日以降の公告分から）

※CCUSの加点については令和5年6月1日以降の公告分から

評価項目		標準型	簡易型	簡易型	特別簡易型	特別簡易型	項目の 上限点数
		J V	J V	単独	(技術力型)	(地域型)	
企業 の 技 術 力	企業の施工実績（過去の施工実績）	3	3	3	2	2	3 (特簡2)
	企業の施工実績（該当技術表彰）	2					2 (技術1)
	企業の施工実績（優良業者の認定（2年連続））		2	2			
	企業の施工実績（豊田市工事成績85点以上かつ過去2年間における優良業者の認定）					2	
	企業の施工実績（過去2年間における優良業者の認定）	1	1	1	1	1	
	企業の施工実績（週休2日制工事）	1	1	1	1	1	
	企業の施工実績（CCUSの活用）	1	1	1	1	1	1
	企業の施工実績（豊田市工事成績85点以上）					2	2
	企業の施工実績（豊田市工事成績75点以上）					1	
	技術者の能力（過去の施工実績）	3	3	3	2		3 (技術2)
	技術者の能力（豊田市工事成績85点以上）					2	2
	技術者の能力（豊田市工事成績75点以上）					1	
	配置予定技術者（若年又は女性）						1
満点		9	9	9	10	6	

2 工事契約に係る制度の改正について

(1) 電子契約の運用開始

令和5年4月1日以降に契約課が豊田市長名で契約する工事請負契約について電子契約を導入します。導入により、収入印紙が不要になる等のメリットがあります。契約締結の流れ等詳細は、豊田市契約課ホームページを御確認ください。なお、同年3月13日（月）午前10時から、同ページにてオンライン説明会を行いますので、ぜひ御参加ください。

< [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [契約](#) > 電子契約 >

(2) 豊田市工事成績評定による入札参加制限について

公共工事における品質の維持向上を図るため、令和5年4月1日以降に締結する工事契約案件について、個別の工事成績が65点未満の場合に、工事成績を通知した月の翌々月から一定期間、入札参加ができなくなります。詳しくは、豊田市契約課ホームページに掲載の「豊田市工事成績評定による入札参加制限について(通知)」を御確認ください。

< [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [契約](#) > 契約に関するお知らせ >

(3) 部分使用協議書の受渡し方変更について

令和5年4月1日から、部分使用協議書の受渡し窓口が、契約課から発注課に変更になります。手順はこれまでと変わりませんが、窓口が変わりますので、御承知おきください。

(4) 法定福利費の確認について

法定福利費の適切な支払の確保のため、令和5年4月1日以降に締結する工事契約案件については、法定福利費を明示した内訳書を契約締結後14日以内に発注課に提出していただくこととなります。様式については、令和5年4月1日に豊田市契約課ホームページ及び豊田市上下水道局総務課ホームページに掲載しますので、そちらを御確認ください。

ださい。

[<トップページ>](#) [> 事業者向け情報](#) [> 手続き・届出](#) [> 入札契約関連](#) [> 契約関係書類ダウンロード](#)>

[<トップページ>](#) [> 事業者向け情報](#) [> 手続き・届出](#) [> 入札契約関連](#) [> 豊田市・豊田市上下水道局指定請求書](#) [> 上下水道局工事発注予定案件、上下水道局工事の入札・契約関係書類ダウンロード](#)>

(5) 工事下請負届の廃止について

施工体制台帳の写しの提出により下請負の内容が確認できることから、工事下請負届の事前提出を、令和5年4月1日から廃止します。ただし、特に必要と認める場合には、発注者は受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求できることとします。

3 水道施設工事における申請者施工実績の見直しについて

水道施設工事における事業者の入札参加機会の拡充のため、令和5年4月1日以降の公告分から、これまで参加資格として求めてきました「市内における給水装置工事（新設・改造）又は屋内修繕工事の施工実績」を廃止します。

参加資格	改正前	改正後
申請者施工実績等	1 <略> 2 豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者の資格を有し、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に、市内における給水装置工事（新設・改造）又は屋内修繕工事の施工実績を有する者	1 <略> 2 豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者の資格を有する者

4 工事の公告予定日について

令和5年度の公告日は下表のとおり予定していますが、記載のない日に公告する場合や記載があっても公告しない場合がありますので、必ずあいち電子調達共同システムで御確認ください。また、あいち電子調達共同システムの掲載は、原則、午後3時を予定していますが、変更になる場合がありますので、御了承ください。

月	日にち(曜日)				
4月	4日(火)	11日(火)	18日(火)	25日(火)	
5月	9日(火)	16日(火)	23日(火)	30日(火)	
6月	6日(火)	20日(火)	27日(火)		
7月	4日(火)	11日(火)	19日(水)	25日(火)	
8月	1日(火)	15日(火)	22日(火)	29日(火)	
9月	12日(火)	20日(水)	26日(火)		
10月	3日(火)	11日(水)	17日(火)	24日(火)	31日(火)
11月	7日(火)	14日(火)	21日(火)	28日(火)	

12月	12日(火)	19日(火)			
1月	10日(水)	16日(火)	23日(火)	30日(火)	
2月	6日(火)	14日(水)	27日(火)		
3月	5日(火)	12日(火)	19日(火)	26日(火)	

【問合せ先】

総務部契約課 工事担当 電話 0565(34)6616(直通)
 上下水道局総務課 庶務担当 電話 0565(34)6653(直通)